

改正商品先物取引法施行規則 の施行の準備状況について

2015年5月

農林水産省食料産業局
経済産業省商務流通保安グループ

目次

1. 実施に向けた細則の整備
 - (1) 自主規制機関におけるルール整備
 - (2) 理解度確認テストの強化
 - (3) 主務省等の運用規律の強化・明確化

2. 規律の周知について

3. その他の体制整備

1.(1) 自主規制機関におけるルール整備

- ① 「再勧誘を防止するシステム等の導入義務」
- ② 「悪質な外務員の排除(永久追放)」
- ③ 「被害の救済」

① 「再勧誘を防止するシステム等の導入義務」

- 以下の内容の自主規制規則を6月1日から施行予定
 - － (顧客が)勧誘条件を満たさないことが判明した場合には、直ちに勧誘を中止するとともに、当該顧客に対して主務省令第102条の2第2号及び第3号の規定による勧誘を目的とする訪問又は電話を禁止する旨を社内に徹底すること及び当該顧客の電話番号を電話発信規制装置等に登録することなどの対応を具体的に社内規則に定める。

② 「悪質な外務員の排除(永久追放)」

- 以下の内容の自主規制規則を6月1日から施行予定
 - － 法令、自主規制規則等に違反した外務員であって、悪質な者については、外務員資格を永久に剥奪される。

③ 「被害の救済」

- 「紛争仲介の標準処理期間の短縮(6ヶ月→4ヶ月)」
- 「紛争仲介における関係資料の提出を事業者に義務付け」
事業者に対するエビデンスの保管義務(10年)
- 「すべての新規顧客に対して自主規制機関が行う紛争仲介制度の周知徹底」

1.(2) 理解度確認テストの強化

- 商品先物取引の概念や仕組みそのものについての説明・確認の充実
- 問題文で引用されている値動きの数値の性格についての記述の充実
- 外務員からの回答示唆の禁止の徹底

1.(3) 主務省等の運用規律の強化・明確化

- 資力・年齢等の条件該当性の担保
- 勧誘受諾意思の確認前にできることの明確化
- 実質的に招請と認められない場合についての明確化
- 投資上限額を巡る規律の明確化・強化

2. 規律の周知について

(1) 外務員研修

- 主務省自らが、省令第102条の2第2号又は第3号の勧誘を行う全外務員に対して、4月22日から5月18日にかけて、全国7カ所で合計21回、研修を実施した。

(2) その他の働きかけと周知

- 経営者レベルでの働きかけと法令遵守の徹底
- 管理部レベルでの働きかけ
- 消費者への周知

3. その他の体制整備

(1) トラブル110番

(2) 商品先物取引業者及び商品先物取引仲
介業者の内部統制体制の構築